

上富田町告示第118号

下記要綱を公布する。

令和 8年 8月 13日

上富田町長 奥田 誠



記

1. 上富田町職員採用に関する要綱の一部を改正する要綱

上富田町職員採用に関する要綱の一部を改正する要綱

令和 8年 8月13日
要 綱 第 39 号

(上富田町職員採用に関する要綱の一部改正)

上富田町職員採用に関する要綱（平成 11 年要綱第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「試験委員となる」を「試験委員となることができる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 試験委員は、実施する試験の区分ごとに 6 名以内とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。